

1. 研究の背景と目的

過去数年間、建築基準法など、様々な制度改革が実施され、その効果の検証と更なる改正の必要性が叫ばれている。人口減少、少子高齢化という大きな社会システムの変換点にある今、成熟社会に相応しい新たな建築・まちづくりに対応した建築関連法制度を構築する必要がある。長期的、分野横断的視野に立ち、建築基準法の問題だけではなく、幅広く建築関連法制度を根本から考えることが求められている。

1950年に制定された建築基準法は、戦後復興を実現する上で大きな貢献を果たしてきた法律であるが、成熟社会となった近日の状況を鑑みると様々な問題が生じていることが指摘されている。こうした中、2008年9月、国土交通大臣から「質の高い建築物の整備方策」の諮問が出され、社会資本整備審議会基本制度部会で審議が開始されると共に、建築基準整備促進補助金事業が実施されるなど建築基本法を視野に入れた法体系全般を見直す動きがある。最近では、建築基準法や都市計画法の抜本の見直しに向けた動きも始まっている。

質の高いまちづくり、建築を実現するため、世界各国は種々の社会システムを構築しており、日本の制度改革を実効性のあるものにするためには、海外の先行事例、類似事例について、その背景や課題について情報収集を行うことが有益である。海外の建築関連法制度や社会システムは、種々の背景や経緯があるため、各国の実情について調査・分析を行い、日本における建築関連制度のあるべき姿の考察に資することを本研究の目的とする。

2. 研究方法

本研究の方法は文献調査及びメールによるヒアリング調査である。韓国建築政策・建築関連法制度については韓国の公的機関より関連するデータ得て文書を翻訳、分析した。欧州の事例については韓国建築基本法を制定の際に実施された調査研究の成果をもとに分析した。

3. 韓国における近年の建築関連法の制度改正

韓国では2000年から実定法の分野において改正が行われている。実定法改正の概要としては、日本における建築基準法の役割を成す建築法の分野において、建ぺい率、容積率規定、行為制限などの都市利用に関する部分を都市計画法に移し、都市開発法については土地地区画整理事業法を廃止して開発制限区域の指定と管理に関する特別処置法を設置している。さらに低所得者の住居環境改善のための臨時措置法を廃止して都市および住居環境整備法を設置している。これらの改正により、従来3つの法（国土建設総合計画法、国土利用管理法、都市計画法）が定めていたものを、2つの法（国土基本法、国土の計画及び利用に関する法律（略称：国土計画法））に改定している。これにより従来は都市、建築という形で分けられていた建築関連法制は国土全般を所管するようになった。その機能を持たせるのに重要な役割を果たしているのが空間3法である。空間3法とは、国土計画法、景観法、建築基本法で構成される。本研究では主に建築基本法について調査を行った。

（1）建築基本法の構成

空間3法の内の一つである韓国建築基本法は2007年12月21日に制定され、2008年6月22日に施行された。これは建築に関する最高位法であり、各法令を連携する機能を有する。第2条、第3条において建築の理念について定め、第10条では建築政策の策定について定められている。国家と広域自治団体は建築政策について5年毎に計画策定が義務づけられている。建築文化の活性化を図るため、建築デザインモデル事業や建築デザイン基準の設定、これらに対する財政支援の実施が定められている。

建築デザイン基準は、優れた建築デザインへと導くための目標とその推進過程を定めており、国家と地方自治体により制定される。建築デザインモデル事業では、優

れた建築デザインを誘導するため、対象事業を支援する。これらの事業は、公共建築・公共施設を主な対象として開始された。公共部門を対象とすることで短期間に大きな波及効果を生み、国が優れたモデル事業を施行することで国民が建築政策に対する関心を高めることを狙っている。

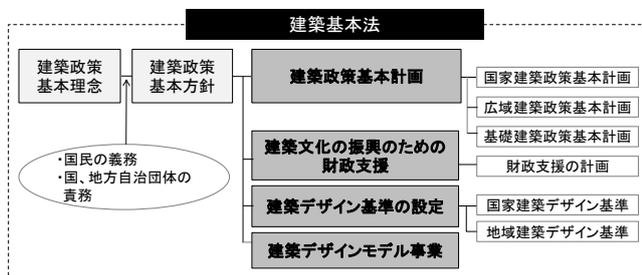


図1 韓国建築基本法の構成

(2) 第1次国家建築政策基本計画

建築基本法で定められている国家建築政策基本計画は、2010年から2029年にかけて5年毎に4段階に分けて策定される。2010年に策定された第一次国家建築基本計画は2010年から2014年までの5年間計画で、「グリーン建築・都市の基盤の構築」をテーマとしている。

建築基本法を根拠に2010年5月3日に策定された第1次国家建築政策基本計画の構成は、1つのビジョンの元、3つの目標、6つの戦略、18の実践課題が定められている。

ビジョン	美しい国土と快適な暮らし		
目標	品格のある生活空間づくり	建築・都市分野がグリーン成長基盤構築	創造的な建築文化づくり
戦略	1. 国土環境デザインの向上	3. グリーン成長・都市の実現	5. 建築文化のグローバル化
実践課題	① 地域・都市の景観向上 ② SOC国家基幹施設デザインの見直し ③ 公共部門のデザイン向上基盤強化	① 成長産業型の都市環境づくり ② 建築物のエネルギー効率の向上 ③ 環境に優しい住宅建設・供給の活性化 ④ グリーン建築先進事業の推進	① 固有な建築文化遺産の保全・活用 ② 地域の建築遺産を再活用した建築文化づくり ③ 地域を代表するような街路づくり事業の推進
戦略	2. 建築・都市環境の改善	4. 建築・都市産業の高度化	6. 建築文化の世界化
実践課題	① 公共建築デザインの刷新 ② 民・官の協力で都市財産をつくる	① 建築産業の発展のための基盤をつくる ② 未来の技術環境変化に対応する ③ 建築・都市の核心技術と設計技法の開発	① 国民とともに行う建築文化の実現 ② 建築文化の国際競争力を向上 ③ 建築文化の強化のため、その基盤を構築

図2 第一次国家建築政策基本計画の構成

4. EU諸国における建築政策

海外では国が「法」に基づき、基準を「規則 (code または regulations)」で定め、詳細な技術基準については standard により定め、建築許可時に審査官の権限で代替的な設計仕様を認めている国が多いとされている。1990年代、ヨーロッパ諸国では国家政策としての

建築政策を通じて、建築の文化的・産業的価値を向上させたが、政策実施に先駆けて制度整備が行われている。

(1) EUにおける建築の概念

1977年に改定されたフランス建築法には「建築は文化の表現である。建築的創造性、建築の品格、周辺環境との調和、自然的都市的な景観および建築遺産の尊重は、公共的な関心事である。」と表現されている。

オランダでは建築と文化の融合政策を進めている。フィンランドでは、文化とは人間が社会の成員として獲得する振る舞いの複合された総体であるとの認識のもとに、憲法に国民の権利として良好な空間環境に対する権利を保障している。スコットランドでは A Policy on Architecture (2001年建築政策) を定めて、政府の役割を重要視している。以上のことが例示するように、建築は文化であるということが西欧社会において共通認識となっている。

(2) 英国では建築許可プロセスにおいて市民や専門家の意見を反映させる建築都市環境委員会 (CABE) が実施されている。日本においても、地方分権、住民自治の観点から建築基準法の集団規定を確認から、住民の意向を反映した裁量性のある許可制度に移行することが提案されており、英国の制度が参考になる。

(3) フィンランドでは一般市民が優れた空間・環境を整備し、維持管理する責務を有する。1998年12月17日、24の条項をもつ建築政策が、国会承認された。その特徴は、良好な空間環境に対する権利が憲法に保障されていること、公共の介入に大きな価値を置いたこと、良好な空間環境をつくる権利のみでなく、建物をつくり維持する義務を付加したことである。

5. 引用参考文献

- 1) 韓国国家建築政策委員会 <http://www.pcap.go.kr/>
- 2) 韓国国土研究院付設建築都市空間研究所 <http://www.auri.re.kr/>
- 3) 周藤利一：東京工業大学学位論文、韓国の都市計画・住宅法制度の政策展開に関する研究、2004年3月